史料紹介

明治一三年初の青森県情(上)

佐々木高行奥羽巡視『復命書』より

沼

田

哲

佐々木高行の奥羽巡視

— 解説をかねて ——

の辞令をうけた。即ち、明治一二年一〇月二三日、元老院議官佐々木高行は左のような二つ

「御用有之、奥羽地方へ被差遺候事明治十二年十月廿三日 太政官

「宮内省御用掛被仰付候事

明治十二年十月廿三日 太政官 」

況 おこし、 する処遇としての宮内省御用掛任命ということであった。 け宮中から去っていたがは、 吉井友実らは 永孚ら侍補グループが、 というものである。(i) したことの結果であったことは、 補佐にあたる侍補職が廃止されたこと、 の 一〇月一三日付で宮内省中に置かれていた天皇の側近として天皇の 経過を前提として、 参議政治に対する批判を行い政府参議特に伊藤博文らと対立 「向後心付ノ件、 このうち前者の辞令が出されたのは、 元老院議官の本官にもどっていた佐々木に対 君徳輔導を更に一歩進めて天皇親政の運動を 以上のような明治一二年における政治状 従前ノ通、 その結果として佐々木や土方久元、 その廃止は佐々木高行や元田 以聞スへキ③」との勅をう そしてそれ その直前

> から、 対策、 とは、 ばならない。 その折々の政治情勢や政府の意図などによって異っているであろうの 考えられよう。 と⑥をもあわせて考えるならば、これらは政府の地方の動向に 更に明治天皇の地方巡幸が実に大規模にしかも何度も行われていたこ おつけ加えておくならば、 は彼に対して「該地方民情篤ト視察スベシ」との勅を与えている。 佐々木高行の奥羽巡視の政治的意味についても考えてみなけれ 地方民心の中央への収攬の手段としての政治的意味は大きいと この事例が最初ということではないし、 勿論個々の巡幸や巡視が有した具体的な政治的意味は 政府の高官を派遣しての地方巡視というこ また以後にもあった(5) 対する 13

さて佐々木の日記に

の 行員、 ぶ大旅行が始まる。 を出発し、翌年三月一一日に帰京するまで一三四日、 「十月廿九日、 日記は意外な程に記載事項に乏しいのであり、 宮内属、 晴、 同雇 陸 ところでこの旅行の行程の詳細について、 藤田一郎(8)」とある如く、 羽 地 方視察ノ為、 東京ヲ出発、 その全体を知るには 一〇月二九日に 四ケ月半にも及 関宿 三泊 佐々木 東京 随

と同時に佐々木に対して奥羽地方の巡視が命ぜられたのであり、

天皇

不十分である。 しか しながら、 前引の日記に随行員と記されている藤

O 全行程を知ることができるのである。この記録は『奥羽記行』と題 郎が、 実に詳細な記録を残しており、 それによってこの巡視旅行

各冊約六〇丁前後の冊子で二〇冊に及ぶものであり、 宮内庁書

さ

注にも示した如く青森県に関する部分だけでも六冊にもなるので、

そ

節

行』自体興味あふれる内容のものであるが何分にも大部のものであり、 **陵部に所蔵されている写本を閲覧することができた(9)。この『奥羽記**

旅行の行程を概略的な形で示したものを表しとして掲げ、 の全部を紹介することは不可能である。そこでこの史料によって巡視 更に本稿が

部 ۲ い ささか煩雑ではあるが『奥羽記行』の中から青森県内における佐々 分を中心として紹介するという目的であることに対応させる意味で の巡視後佐々木高行が作成した天皇への『復命書』の中の青森県の

ると、 ものを表Ⅱとして紹介しておきたい。 の行程、 Ш 形・秋田両県の巡視に夫々約一ケ月を費しゆ、 そ の間に彼が接した県内の人物の一 この二表によりその行程を見 覧を、 日程順にまとめ 青森県内では

73 木

ており、 約一ケ月半をかけている。 また冬の大雪の中旬であるにもかかわらず、 下北半島にまで足をのばしていることなど、 特に青森については県内の交通事情の悪さ きめ細かく各地を巡視 表』の示す如く

で

ある。

(勿論他の県でも各地を巡視し、

表』に見られるのと同じよ

岩倉具視に宛てた書簡の中で るのである。 過程で得た知見が後述の如く『復命書』中に多く反映されることにな うに多くの人々に会い陳情などをうけているのである。)そしてその 明治 一三年一月、 「…今般山形・秋田・青森三県巡視仕候 青森県内巡視中の佐々木は、三条実美

> 情甚シク承り候、 見候所ハ、 處、先以テ差向云々モ無之候へ共、 陸羽ハ何分、 三県自ラ土地人情モ異ナル所モ有之候へ共、 朝廷ヨリ度外視ニ被置候トノ人々感触ハ、 米価騰貴ヨリ、 種々別テ士族連ノ苦 概シテ 甚

シキ様被察候、 ノ愚考仕候處ニテハ、 就テハ何事モ御趣旨モ不貫徹ノ光景ニ有之候間、 陸羽地方へハ屢々高官ノ向等巡回被致、 出 高行 京

ハ要路ノ人々ヨリ私宅へ相招キ、 事情モ能ク々々懇話致シ候様相成

述べているが、 候ハゞ、 自然御趣意モ賞徹、 このような認識は佐々木の東北地方理解とその後の彼 疑念心モ相解ケ可)申候ト存候……

で盛岡に滞在しながら継続されていたが、 さて佐々木の奥羽巡視は二月一八日に岩手県に入り、 同日東京より帰京命令の電 二月二八 \Box ま

の行動の為の基礎となった如く思われる。

報がもたらされ、 巡視を終らせ急城帰京となったのである。 三月一

H 煽 京した佐々木は同日の日記に次の 如きメモを記した。

右巡回ノ節箇条書 「三月十一日、 陸羽 ヨリ帰京ス

地

租改正ノ事、

本条二付苦情数件

Ш 林局ノ事、 本条ニ付苦情ノ件、

収税員ノ事、 酒造税ノ事、 本条ニ付苦情ノ件 本条ニ付苦情ノ件

米価騰貴ノ事、 本条二付士族并平民中等以下苦情

旧庄内藩開墾 旧秋田藩士族ノ苦情、 ノ事、 本条維持困難ノ件 本条二付、奉還禄云々、

廃卒云々等ノ件、

旧弘前藩士族、 本条ノ内廃卒云々

旧米沢藩士族ノ奉還禄云々、

ĺΒ 南部藩士族、 廃卒・廃士族・廃徒士等苦情 アノ事、

旧斗南藩士族、 苦情幾派ニ別ル、 皆其事由アル事

士族困窮ヨリシテ、 種々様々ノ景況也

右巡回中見込

改租ニ付人民不安心ノ事

邪蘇宗ノ事、

凶荒予備ノ事

代言人ノ事

事情ニ依リテ中立被行候事

旧藩主ノ指令ハ信用スル事

廃卒云々ノ事

学校教員年少ノ事、

牛馬耕作云々ノ事、

郡長等、 其県又ハ他 県ノ者両様得失ノ事

堤防崩潰ノ事、

開墾地薬料ノ事

旧来ノ産物退歩ノ景況

慣習ヲ廃シタル弊ノ事

紙幣ヲ賎ぇ、 金銀貨ヲ貴ビ候ハ、 細民モー 般ノ事

紙幣下落二付、 会計逼迫ノ疑念ヲ起ス事

小札小銭不自由 ノ事

長慶天皇御陵ノ事、

猿賀神社ノ事、

相馬藩民政ノ事、

蒲生へ位階ノ事、

(13)

この各箇条を見ると、 後掲の『復命 書 佐々木は四月になって早々に 中に そ れらの 殆んどが

内務等ノ其地方担任ノ者へ可申聞、 天皇に対し巡視の報告を行った似。 相 分其筋ノ者不心得テハ不都合ナリ、 屢々奏聞ノ末、 もりこまれていることが明らかである。 成ル廉々ハ、 新聞紙上へ掲載セヨトノ御沙汰ナリ、 聖上御沙汰ニ、 夫々事情相分り候、 又 手許ヨリ遣シタル者ノ見ル處、 日記によれば「陸羽巡視ノ復命ニ付 事業ヲ勉励シ、 此上ハ三大臣并ニ 因ツテ其取計セ 人々ノ励ミト

其辺十分ニ申上ゲタリ、 ハ足下ョリ十二分ニ奏聞アレ」と述べたので、 々木は岩倉具視に対しても奥羽地方事情の報告を行っているが、 「士族ノ生産ヲ授クル事ハ、 只要路ノ向々、 自分ハ大ニ熱心セリ、 本気ニ相成候ハゞ、 佐々木は「高行勿論 就テハ其辺ノ事 何事モ

府に対する感情を、 度次第の問題であると強調し、 意尤肝要」 60と、岩倉に対して士族授産にしても要は政府当局者の ラル、ノ感触甚ダシク、 就スベシ……且陸羽等人物、 モ充分御親ミ有之度、菟角、陸羽人民ノ情ニテハ、陸羽ハ度外視セ 自らの接触してきた経験によって説明し、士族を主 薩長土肥ノ人々、 成ル大官途ニモ登用シ、 更に戊辰戦争以来の奥羽地方の明 私スルト而己思へバ、 又人民ノ有志者 御注

たる対象としつゝも奥羽地方の人民の人心を政府が収攬する為の方策

岩倉

リ…は」とあり、

『復命書』はこの折に提出されたものであろう。

士族授産は三本木、 ているで。松方正義は佐々木の説明をうけて、 内国債ヲ募集スレバ、 が ار |業を与えるという方策に賛成したので、 ,其御見込彼行ズ共、 ところで以上の如き帰京後の佐々木の報告などにおいて重要な問題 も言及している。 「士族授産ノ事ハ中々不容易ニ付、 因ツァ、 聖上へ其段申上ゲタリ」との伊藤の答えであるの 津軽、 佐々木は伊藤博文に対しても陸羽事情を説明した 熟レ何トカ御盡力有之度」と伊藤の助力を求め 著手出来ルトノ見込ニ候へ共、 秋田などに開墾場を設けて士族を移住させ 博文ノ考ヘニハ、壱千萬円ノ 佐々木は安心している⑱。 佐々木が言うところの、 内閣ニテ同意 で

ヲ

是 状 府としてどのように対処すべきかという問題にかかわって存在すると 大道寺繁禎らによる結社・ 言えよう。 は 自 UN 職 見聞し陳情され、 族授産ということであった。 として扱われ、 H 況について述べる時、 ることとあわせて、 求めるということに 由民権運動に参加してしまうといった状況を重大な問題と認識して をもたず遊民化し、 まさしくこの土族 H ラ過 例えば佐々木が 「ゴスガ如シ」という状態にとどまっていることを心配し、 また岩倉具視が強い関心を払っていた問題の一つは士 そのことに同情しているが、 士族に対する政府の適正な政策がとられること 更には政治的には反政府的心情のままに例えば Ø なっている。 弘前士族が お 興業社が「木材耀賣ノ法」と「養蚕製糸ヲ かれた状態、 『復命書』において青森県内各地の上族の 佐々木は奥羽各地において土族の窮状を この 奥羽巡視の政治的意味の一つ 「末ダ就産ノ目的ナク、 彼らの動向といったことに政 それは同時に士族が定 優遊以

H

的

として「専う士族就産ノ法ヲナサン」としていることを標価し、

く見出される(表面四参照) 森県に対してのみのことではなく、 の願い、 0 の意見にも士族の困難と救済という内容が多いこと、 スコトアラン」と述べているところなど、 是 ヒス。 或は斗南士族の三本木開墾に従事している者達は いての同様の問題に対して努力がはらわれているのである。 いこと、 ように、 ス 途ニシテ廃棄セラルト ヲ憾ミトナシ、 帰京後、 ヨリシテ以テ保護ヲ加へ、早ク土着ノ法方ヲ授ケハ、 ルヲ歎息シ、 実ニ子ヲ売リ妻ヲ遂フノ歎アルガ如シ……コノ輩開拓事業 彼の関心の強さをよく示していると言えよう。 救助願いや、 巡視中佐々木に面会を求め陳情を行った人々(士族が多い) 彼に宛てられた青森関係者の書簡の中にも士族の授産事業 再ヒコノ業ヲ起サンコトヲ切望セリ、 それらに対する佐々木の助力への礼状などが など、 山形・秋田など奥羽地方全体に 佐々木の士族授産の為の尽力が 且ツ其レカ為メ目下生計ニ困難 また表』を見ると明らか 「困苦見聞スル 更には、 高行思へラク、 果シテ向来為 勿論これ 佐々木 二忍 は

萎靡振 述べ、 フノ 亦中等社会ノ上下ノ間ヲ扶持弥縫スルニ依ル蓋シ我国士族ハ一種中等 俪 後政府は士族に対して十分な保護政策を加えるに至っていないことを 強 一若シ我国ヲシテ固 かっつ ٧ また前述のように政府部内では岩倉具視が士族投産について関 議 次いで明治維新以後現在に至るまでの進展に力のあっ 国家が栄えるのは ハサルカ如ク決シテ今日ノ進路ニ至ルコトヲ得サルヘシ」と評 たのである。 という意見書を提出 即ち彼は明治一一年七月に閣議に ヨリ士族ナカラシメバ我国ノ景况 「中等社会ノ振起スル所ニ属シ我国ノ治安 していた。 その中で、 金禄公債証書発行 ハ猶 「士族授産ヲ請 支那朝鮮 た士族を

iÙ

等 立 で Ø 日 策 は 族 £ 欧 L١ 多数をまきこんでおくことがまず必要であるという認識があり、 る似。このような彼の意見の基礎として、 士族授産の意見書を閣議に提出しているが、 族授産の実施を主張するのである図。 方 ぼしている影響を危惧シ、 来固有スル所 主導 一党ヲ順服 iż - 純良」つまり政府を支持する側に立たせるための対策、 /法ヲ施ストキハ猶其過半ヲシテ純良ノ士タラシムヘシ」と、 ニシテ果シテ此 在野政党士族 州 モ変シテ急進党トナルコト疑ナシ@」と、 自由民権運動の活発な展開過程において士族が果していた役割に テ亦此風俗ニ浸染セシムルニ至ラン」と、 問 ノ過激自 のもとでのり切るために 井上毅が岩倉に提出 題 反対者の立 山此 は例えば、 ノ勅諭 乜 シム 由 ノ忠孝淳朴 ノ脳髄ヲ刺衝シ其毒分深ク無形ノ間ニ根柢ヲ団結シ従 ノ説我カ邦ニ輸入シ非常ノ速力ヲ以テ都鄙ニ伝播シ尤 ハ仮令急進党ヲ鎮定セシムル 場 ノ如クナルトキハ其弊ヤ所謂平民ナルモノ、 所謂明治 シ からそれを重視したことでもある。 全国 ノ風ヲシテ殆シト将サニー 「政府ハ今ニ及テ適当ノ處分ヲ以テ保護ノ した意見書には、 ノ士族猶中立党多シ今此挙アラサレバ彼 四年政変の最終段階であった一〇月七 は 天皇の詔勅の発布が是非とも必要 岩倉は明治一四年七月に 政府を支持する基盤に士族の 士族層を政府にひきつけ この政治危機を政府薩長 その趣旨はほぼ同様であ 自由民権運動が士族に及 コト能ハズトモ優ニ中 掃セシメントス そして士族対 すなわち士 も再度 士族を 脳髄ヲ それ 士 つ

が

攻撃・ 変に 明ら と思う。 についての考えでは明らかに岩倉とは共通のものを見出すことができる ځ 彼 13 ح ることの重要性が強調されるという形でもあらわれてくるので は全面的に同 の政治的立場は前述の侍補時代の天皇親政運動の政治的意味 お佐々木に関しては、 のように見てくるならば、 おいても、 かなように、 政治改革を企てるのであり、 中正党8のリーダーとして保守主義的立場 一ではなかっ 政府当局者に対して批判的立場であるし、 この 「復命書」 たし、 士族授産の政治的意味は明ら 発想も異るのであるが、 その意味では一貫してお でもその片鱗はう から か> かであろう。 四四 士族授産 がえるが から Ø 政 年

ス」との状

態に

なっている。

士族がそのような状況に

ある時に

恰

Ŧ

社会ノ良善ナル

困ニ迫り手ヲ空クシテ策ナク妻ヲ養ヒ子ヲ育スルノ計其出ル所ヲ知ラ

モノ」であると考えるにもかかわらず「今マ士族

ハ窮

治四年 秀典、 書 与えられており、 モ其法ヲ得ス、 と人民との間に介在して極力斡旋の」したことなどから、 と言えよう。 一夫レ ついて見るならば、 の佐々木に頼ることが多くなったといわれる匈ことである。 々木との関係はこの巡視以後親密さを加え、 またこの奥羽巡視が佐々木高行に与えた政 佐々木がこの問題をはじめ「奥羽地方に於ける諸般の施設に就 12 コノ青森県ナル者ハ、 コ 3 おいては県令山田秀典の施策に対して高い評価が、 り九年ニ至ル、 県ニ赴任シ、 すなわち士族授産問題などに典型的にあらわされ 喧噪シテ歳月ヲ過コスカ如シ・・・・・ 具体的にはその農事改良における馬耕奨励何や、 表重がそれをよく示していると言える。 始メテ真正ノ県治ヲ布クカ如シ」という如く 県令全ク五名ヲ換任セリ、 置県以来不幸ニシテ県令其人ヲ得ス、 治的 各県の県官・士族・人 然ルニ今 コレニ 依テ県 ノ県令山 奥羽各県 例 青森県 た 政府 のだ 冶 明 H

12 民 佐

意義

はもう一つ

あ

評価している。 などが、 ると考えており、 政府ニ望ヲ属スルノ一端トモナラン歟ト、 近し、 る部分であったことを示している。その中では特に県会議長大道寺繁 となったのである。 らを通して以後も青森県内の政治状勢などを一定程度知ることが可能 は佐々木の紹介を得て政府の有力者・担当者(例えば岩倉など)へ接 うな書簡による交流のみではなく、上京した折には佐々木を訪ね、 有 らないと思われる。また佐々木は巡視により、以後県内各地の士族や かゝ おける書記官や県会議長・郡長らとの対立事件をも含めて考えねばな あろう。 | @」と大道寺の如き有力者の採用が奥羽人心の収攬の為に必要であ スノ志有リ、 ったかは、 一力者達との接触を持ち続けることになる。彼らは表▮に見られるよ という問題のに関わってくると思うし、 事ヲ取リテハ、 官途ニ就カシメバ、辺境ノ人情モ分カリ、 津軽郡長笹森儀助との関係は表■に見る如くであり、 陳情などを有利に運ぶこともできたのである。一方佐々木は彼 例えば県政においてどのような政治的立場を有する者たちで それは青森県政史における山田県令期をどのように評価する 門地家ニテ頗ル人望有り、尤モ、才気ハ無之、 表■の限りでは明らかに、 他日 笹森の伝記によれば、 また笹森については 左ノミ用ニハ立ダザル敷ハ知レザレ共、 勿論その場合、佐々木との関係を有する県内士族 一事業ヲ成サン歟、 笹森が大道寺らと始める農牧社 「一癖アル人ニテ、 望えアル人物ナリの」と高く 県内の自由民権派とは対立す 申立テタレ共、 亦東奥ノ人心モ幾分カ 明 治一 四年 未タ採用ナ 大二産業ヲ 如此人物 篤実ナレ 佐々木は ・後半に 或

> られたことに関係している如くである。 Ø 経営は、 佐々木の巡視の際に士族就産の事業を起すことを強く 勧

校建設における学田設定などを挙げている。このことは注意すべきで

研究のふくらみを増すであろうと思うのである。 物や彼らと佐々木高行とのつながりなどが明らかにされてゆくならば、 とであろう。一〇年代の県政史に関しては従来から自由民 むしろ明治一〇年代前半期の青森県政史に対しての役割如何というこ 意味を有するのは、 内容の個々についての論及はわずかであった。 書』成立のいわば政治的背景を提示したということに止まっていて、 高行の奥羽巡視の政治的意味を中心に論述してきたが、 価は、 目を通してとらえたものであって、 いうなればこの明治一〇 年代前半の青森県の情況を明治政府の一高官 が、 ての研究がある図わけだが、 以上いささか羅列的未整理なままに『復命書』 ともかくも紹介の価値があると思った次第である。 或は同時期の青森県人との間にズレを有している 一つには前述してきた如き政治的背景を前提に それと対抗的な立場にある県政界の人 **とこに見出される種** 「復命書」 ここで紹介する Ø 紹 介の それは『復命 権運 為に か 々の認識 が史料的に ŧ 知 動 佐 一々木

Ŀ

注 (1) 『保古飛呂比 佐々木日記』と略記する)。 佐々木高行日記八 三六〇頁 (以下に お いて 評 Ø は

し、

(2)

論 かの論文がある。 との侍補による天皇親政運動については渡辺昭夫

「侍補制 「天皇親政」 叢 ーニー 運動」 四 なお批稿「元田永学と『君徳輔導』論」 弘前大学人文学部)もこの間の思想史的分析 (『歴史学研究』二五二号) をはじめ 「文経 いくつ

試

みている。

(3)佐 々木日記』 八 三 五 四 頁

田

(4) 元田永孚は侍講として以後も天皇の側近にとどまってい と佐々木達との 連携は以後も密接であった。 T ۲ 元

(5) 例 かゝ らもいくつか挙げられる。 えばこの 別明治 一二年前後の時期についてみても、 「明治天皇紀

九 ・七・二九 太政大臣三条実美、 参議寺島宗則 伊 藤 博文

山 県有朋に北海道巡視命令(ハ・六出発九・三〇迄)

明一二・七・一〇 コレラ病流行状況視察の為侍従長米田虎雄を 視を命ず

(北陸巡幸随行途中より差遣)

一・九・一七

侍補佐々木高行・侍従西四辻公業に山

一形県巡

京摂地方へ差遣(七・一六発八・八帰京)

佐々木高行奥羽巡視 (本件)

命ず(これは後述の如く、 一三・四・一五 侍従高辻修長を福島・宮城・岩手三県差遣を 佐々木の巡視を岩手県で中止させた

ことを補うため)

田景与を中国地方 渡辺昇を九州地方へ、 Ŧ. 四: 参事院議官安場保和を東海・東山 同中村弘毅を南海地方へ、 同河瀬真幸を奥羽地方へ、 元老院議 夫々差遣 地方に、 し民 富河 同

(9)

この史料は『宮内庁書 陵部和漢図書分類目録下』に

「奥羽記行佐

(6) 主なものを挙げると左の如くである。

を視察せしむ。

大阪、中国、四国、九州巡幸 明 5. 5. 23~7. 12 明 9.6. 2~7.21 東奥(福島、宮城、岩手、 森、函館)巡幸

明10.1.24~

大和及び京都行幸

明 11.8.31~11.9 北陸東海両道巡幸 明 13.6.16~7.23 山梨、三重、京都巡幸

道巡幸 山口、広島、岡山、兵庫巡幸 明 18.7.26~9.12

明 14.7.30~10.11 山形、秋田、青森、北海

⋯ 下 略… 参照『明治天皇行幸年表』

(昭 8. 明治天皇聖蹟保存会編)

(7) 例 明らかである。 Ø 所謂 えば注⑤に掲げた明 四 年政変後の 治 地方動向を把握する為のも Ъ. 年 ·四月の 各 地 മ 巡視命令は、 のであることは

(8)佐 々木日記』八・三六二頁。

'n, 13 お 同雇 随行員宮内属」とあるの とは宮内省御用掛藤田 は宮内省十二等出 郎である。 仕 細田 次朝 で

々木高行奥羽巡回、 藤 Ħ 郎 明 治一二・一三年 写 $\frac{-}{\circ}$ ₩Į C

三國一〇六号」と記載されており、 巻之一武蔵の真秋 自明治十二年十月廿九日至十一月三日 その各册は例えば

東

京発より福島県下岩代国岩瀬郡湯本村まで

といった表現を掲げている。その一々について掲げることは煩雑であるの 省略させて頂くが、青森県関係は、 巻 四 青森の真雪を…

前

年.

九 三戸の初春…」に至る六冊を占めている。

して山形に移ったのであるが、 福島県の東部 巡視

12 については帰途の経由の予定と思われる。 とっては注句にあげた明治一一年九月にすでに行っていたとい 山形県の巡視は佐々木

山形行筆記』と題する写本一冊が蔵されている)。秋田県に入っ 佐々木は表しに示した如く八日 間は病気で久保田 (秋

うことがある

(なお国学院大学図書館に『明治一一年佐々木高行

に滞在を余儀なくされたのである。

印藤田一郎が土方久元に宛てた一月二一日付の書簡には「…前略… 全ク非常ノ勉強・飽ク迄民

議官

(佐々木のこと、

引用者注)

そ、

間ノ実況ヲ探ラント欲ス、此ノ故ニ、

昨日木造村ヨリ鰺ケ沢村ニ

至ルヤ、 積雪四尺餘ノ道路ヲ踏ぇ、 加ワルニ昨日ノ烈風雪ヲ飛シ、

以上ノ人ヲヤ、 殆ンド咫尺ヲ弁ゼザルガ如シ、 (藤田自身のこと、 御了察被賜度奉存候、 引用者注) 尚全ク堪ユル克ハズ、 之ニ加フルニ、 抑モ此ノ路ハ、 馬足頻リニ蹶、 祝ンヤ五十 **当管内一二** 賎

(【佐々木日記』九、 難路ニシテ、 本年一月ニ至リ凍死スル者一名アリト…下略…」 一 頁) とその一端を伝えている。

(12)

『佐々木日記』九、一七頁。

(13) 同前 三六頁~三九頁。

(14) 内省御用掛元老院副議長佐々木高行を召し、 「明治天皇紀」第五、 て視察せし奥羽地方の情況等を奏上せしめたまふ」とある。佐 は三月一三日に 元老院副 四八頁。 議長に 明治一三年四月八日 なっ た。これは同年二月の 高行が畏に 勅命を奉 「午後三時宮

政府改造に伴うものであった。

(15) 『佐々木日記』九 九一頁

(16)(18)同前、 九一頁、 九三頁 九四頁。

倒この表は、

の書簡が出されたことも念の為にことわっておく。

から作成したものである。山形・秋田等の人々からも同様に多く

『佐々木日記』中に記されている青森県関係者の書簡

結したが、 できない。 12 15 これ以上増大させない為のことで他意はない。 お『佐々木日記』を見る限り、 おいては日記中に青森県関係者の佐々木宛書簡は見出すことは この表を明治一三年・一四年に限ったのは、 『佐々木日記』は全一二巻・明治一六年までで刊行完 明治一三年初の巡視以前 煩雑さを の時期

図『岩倉公実記』下、五四一頁~五五四頁。そして具体的な方策と

して

「士族就産資本ヲ地方官ニ附スル事」

「各地方ニ農工学科学校ヲ設クル事」の三項をあげている。

「工業ヲ勧導スベキ事」

(21)同前、六四三頁~六五二頁。

(22) 『井上毅伝 史料篇第四」三四二頁~三四三頁。

23明治

一四年政変と中正党に関しては、

大久保利謙

一明治

一四年の

(『明治政権の確立過程』明治史研究業書Ⅰ 所収)、

梅渓昇『明治前期政治史の研宛』を参照されたい。

(3) (3) 津田茂麿 『明治聖上と臣高行』、 四五四頁。

(26) 八月大蔵省七等出仕、 畄 H は旧熊本藩士で天保三年生。 同年柳川県権令を経て、 明治三年上木権大佑 明治九年八月青森 明 治四

県令となる。 明治一五年一月在職のまま没。 (『百官履歴』、

『明治過去帳』など)

回看倉弥八「青森県令山田秀典の馬耕奨励」**『**うとう』 三一号**、**弘 前市史明治大正昭和篇』九九~一〇〇頁、など参照。

『復命書』の引用にもある如く、青森県令はしばしば交替してい

四 菱田重禧(大垣士) (免本官明六)

七 六 池田種徳 北代正臣 (広島士) (高知士) (卒 明七・九) (補内務省五等出仕明七)

Ŧi

塩谷良翰 (栃木士) (免本官 明九)

九 山田秀典 (熊本士) 容 明二五

五. · 四 郷田兼徳(鹿児島士) 〔任参事院議官補・明一六〕

一 九 • 一 大 • ----七二四 鍋島 福島九成 (長崎士) 幹(佐賀士) (非職・明一九) 〔任広島知事・明二二〕

明冶 動期でもあり、今後改めて調べる必要があると思われる。それは 最長であり、また明治一○年代前半をおおっており、 といった具合であり、山田県令の在任期間は歴代の県令の中では 一四年一〇月に起こる県令と郷田書記官・大道寺・笹森らと 自由民権運

一弘前市史 明治大正昭和篇』四〇~四四頁など)

の対立事件についての研究にとどまるだけではないと思われる。

【佐々木日記】一〇、三四頁。

(30)同前

四四頁。

(3)横山武夫『笹森儀助の人と生涯』及び、肴倉弥八『笹森儀助と

農牧社」『うとう』三三号なと参照。

8例えば橋本正信氏の「青森県の自由民権運動―弘前地方を中心に ―」(『弘前大学國史研究』三三号)及び「国会開設運動期の青 の中でも基礎的な仕事であろう。 森県の動向―明治一二年代を中心に―」(同前誌 五二号)はそ

附記・本稿の作成にあたって、貴重な蔵書の閲覧と紹介を許された国 る。 際して宮内庁書陵部の柳雄太郎氏に御力添頂いたことに感謝す 学院大学図書館に御礼申し上げる。 また「奥羽記行」の閲覧に (青山学院大学助教授)

		20	2 18			6	5	13 年 1 月 2 日	31	30				4	12	27	25	24	17	10	11 4	明治12年10月29日	月日
帰京		盛岡音	三戸発一戸着			碇ケ関清	大館着	鷹巣着	二ツ井着	能代着				久保田 (秋田) 着	本庄着	酒田着	鶴岡着	新庄着	山形着	米沢着	会津郡若松町着	東京発 古河・	行 程
-	電報来る。	2月28日まで盛岡滞在、帰京命令の		まで青森県下を巡視(参照表=)	以後2月18日一戸着で岩手県に入る	青森県入り	花輪経由		新年迎え、一日二ッ井滞在		12月24日まで滞在 12月25日発	横手、湯沢等巡視	12月18日 ~ 12月22日佐々木、大曲、	12月5日~12月13日佐々木病気	秋田県入り	11月29日 / 11月30日発	11月26日まで滞在		11月21日 〃 11月22日発	11月12日まで滞在 11月13日発	11月7日まで滞在 11月8日発	宇都宮・白川 経由	・その他

F		1 4
1 6	碇ケ関	青森県三等属日下鉄学(以後随行)
		郡長唐牛桃李 出迎
7	碇ケ関ー八幡館ー猿賀	猿賀神社神職依木穂波、家禄奉還士族
	- 黒石	一一三名、総代三名、他(官林処分不公平、
		地租改正不適当等)
8	黒石ー大釈迦ー弘前ー	伊東善五郎宅泊
	青森	
9	青森滞在	県庁にて県令山田秀典の説明あり。
10	"	県令宅にて懇親会、山田県令(青森の民情)
11	"	県九等属榊原政通(熊本より招いた老農)
		(青森県農事之事)
12	11	県令同道にて市中巡視
13	"	研商協会、依木穂波、中津軽郡長笹森儀助
		(士族の現状を憂う)青森新聞社小川渉
14	青森ー浪岡	県会議長大道寺繁禎、黒石住益田茂苗
15	浪岡―藤崎―弘前	葛西宇八郎宅泊、士族川越石太郎、手塚
		強(行政論)士族傍島正邦、三浦栄方(弘
		前市中ノ景況)士族鹿内治郎作(県内民心)
		士族工藤吉次郎、江良次兵衛、中津軽郡九
		ケ村総代藤田豊三郎他、菊地九郎、本田庸一
		他。 ·
16	弘前滞在	興業社(士族の結社)社長小林忠之丞、
		締笹森要蔵(凶荒予備ノ事)、大道寺繁禎
		武田清七(弘前第一ノ豪商)商人今村要太郎
VI 1		藤田半右工門、竹内包(市街景況) 士族八木
		沢彰太郎(学校之儀)同小林忠之丞、谷口永
_		ころ、見つり下へを表てきた夏く引切も香町

31	30	29	28	27	26		25		1 • 24	23		22	2	l	20		19	18	17	
11	"	"	"	"	青森滞在	大釈迦-青森	五林平一白銀ー浪岡ー	里一中野一五林平	金木ー長富ー飯詰ー野	金木滞在(大雪)	ー嘉瀬ー金木	五所河原-桜田-長富	木造ー五所河原	1	木造ー鰺ケ沢	木造	弘前一三和一桑畑一	"	"	
(民情)	議傍聴ニ上京) 郡独狐村木村等鑑、大道寺繁禎(地方官会 弘前士族川越石太郎(士族困窮)、中津軽		士族石郷岡昂(青森二造船所建設上申)士族(旧斗南)小川渉(旧藩士困難陳情)「「事情書)	1月30日まで佐々木、風邪、榊原敬作(県			藤田一郎長慶天皇陵調査(1月28日まで)		米田慶助方泊		地租改正)	人民(十三河口水利ノコト、山林局ノ失 角田長三郎大祀 君長同行金才他ブク村	長 (1	上会社設立云々)	長井庄兵衛方泊、西津軽郡長蒲田昌清同行	勇義、黒滝仙吾外(民情)	松木七右工門方泊(笹森儀助同行)僧菊地	下沢保躬		下景况)下沢保躬(長慶天皇陵墓/件)同杉山龍江、館山漸之進、小山内銕弥(県

	緊 (地方官会) 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	はまない 一番士困難陳情)	、榊原敬作(県	1 28 日まで)			、山林局ノ失金木他六ケ村	(郡抬、郡况)	設立云々)	長蒲田昌清同行	助同行)僧菊地	·	皇陵墓ノ件)	小山内銕弥(県(津軽郡内景況)
1	2	11			10	9	8	7	6	5	4	3	2	2 •
	ヒョー三本大	野辺地-坪-七戸			横浜-有戸-野辺地-横浜	田名部ー中ノ沢ー船	大畑ー田名部	田名部 大畑	田名部滞在	安渡ー大平ー田名部	青森-船-下北郡安渡	#	"	,
	上族(日南郡)立石言欠郡(新度辺云の子)林ノ苦情)	1亀(明九年	中庭庆	人民難渋)、馬門村総代亀田市松他(入会山 一村治三郎、埜坂勘右エ門、飯田記代七(山林 6:	安田彦兵工方泊、上北郡長藤田重明、総代野蔵(村沢)	杉山源治郎方泊、小野三右エ門、戸長横浜正	竹盛 殺(生計压難)	戸長大塚小平太、旧斗南士族坂部三十郎、大	佐々木胃病、郡長石亀(本郡之来歴)	情、牧場ノコト)戸長菊地弥左エ門(士族生計困難、官林之苦	久保庄助方泊、下北郡長石亀同行リル)	郷田書記官(旅費不足ニ付二〇〇円県ヨリ借	笹森儀助、下北郡長石亀政祥	郎(上書)東津軽郡長、岡本伴佐勇、小川渉、川越石太東津軽郡長、岡本伴佐勇、小川渉、川越石太

受取書	山田秀典	4	あいさつ状、県会開会中云々		山田秀典	5 • 10	
書籍御遺シ被下候、御礼云々	渡辺村男	10	土佐人、巡回ノ節ニ付礼状、	(陸軍少佐青森語)	八木僴作(陸軍少	21	
ンコトヲ云々			整修理。				
自分陳述ノ書面意見一読セラレ	佐野卓逸(士族)	9	国会願望追々兆衰、津軽郡道路開		日下鉄字	4 • 3	
助、御配慮云々			あいさつ状	(青森県書記官)	郷田兼徳(青森県	29	
	山田秀典	24	長慶天皇陵二付配慮感謝云々		下沢保躬(弘前)	26	
	新宮興連	23			留米人) 他		
陵墓調査云々	同	13	長慶天皇陵云々	(八戸学校教員、久	渡辺村男(八戸学	20	
長谷村御陵墓ノ儀	小川 渉(青森新聞社)	10	八戸士族拒否、				
山植林保存取締云々			弘前士族ヨリ国会開設願ニ付勧誘、	母長)	原 市蔵 (三戸郡長)	5	
新田水害ノ議委細取調云々、屏風	蒲田昌清	8 . 2	会アリ				
二付郷田書記官出京二付云々			県下政情、国会開設願ニ付弘前集	展)	日下鉄字 (青森県属)		
斗南士族ヨリ別紙開墾資金上願	藤田重明	26	県仕候筈 …。				
連合会完結・・・	-		あいさつ状、地方官会議ヨリ不帰	令)	山田秀典(青森県令)	4	
当地ノ景況別テ無事、一郡町村	唐牛桃里(南津軽郡長)	7 • 20	藤田一郎、細田次朝宛ノモノ	(長)	藤田重明(上北郡長)	3 • 1	
日ヨリー郡連合会云々					元南部藩士)		
弊地ノ為種々御尽力云々、廿三	蒲田昌清(西津軽郡長)	30	開墾の増大ニ付願	7郡三本木、	中島勝次郎(上北郡三本木	2	13
猿賀神社ノ件	桜井能監	23	書簡内容等	物	人	月日	年
御送中							
勧業授産義社弊地有志者捺印分	新宮興連(八戸)	19	者書簡一覧(明治一三、四年)	3青森県関係4	々木高行日記に見える青森県関係者書簡一覧	佐	麦
御陵ノ事	小川呈(神官津軽連合会書記)	41					
米価高値云々、弘前大火ノ件	伊東善五郎(青森)	12					١
建議、山林出張所不正人民苦情			入ル 	岩手県ニ入ル	アー一戸	18	
開鑿ノ件、凶荒備蓄ニ付県会別紙					广一三戸	17八戸	
十三湖口壅塞、測量請願、道路	工藤行幹(北津軽郡長)	4			- 八戸	16	
上京就職ノ希望	手塚強(士族)	6			た一鮫	15	
県会教助云々			原市蔵、上北郡長藤田同行	三戸郡長原市蔵、	五戸-七崎-八戸		
弘前大火、自家及び大道寺無事、	笹森儀助(中津軽郡長)	21	百石村三沢開墾総代荒井良助、佐々木泰温	百石村三	公寺-五戸	伝法寺	
斗南士族開墾事業歎願ニ付	藤田重明	17	(旧斗南) 倉沢平次右ェ門(士族救助)	士族 (旧:	-相坂-藤島	13 三本木	

	二川原豊八郎(弘前藩卒惣代)	19
長慶天皇陵云々、同件ニ付別紙を受ける。 を資、昨年ニ比シー層ノ大雪、 を資、昨年ニ比シー層ノ大雪、 三戸郡内馬耕生ノ事、三本木開		9
三本木開墾云々を買いた。三本木開墾云々を買いた。一下の一層ノ大雪、一点の一層ノ大雪、一点を開発がある。	- 丘田駒平	2 • 3
年賀、昨年ニ比シー層ノ大雪、墾ノ件云々を上戸郡内馬耕生ノ事、三本木開一三戸郡内馬耕生ノ事、三本木開		
墾ノ件云々 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 本 木 開 一 三 戸 郡 内 馬 耕 生 ノ 事 、 三 本 木 開 々	藤田重明	26
三戸郡内馬耕生ノ事、三本木開栃内翁ノ伝云々		
栃内翁ノ伝云々	原 市蔵	23
Д	渡辺村男	21
年賀、大道寺ト牧畜開墾始メ云	笹森儀助	17
•	大堀 武(鰺ケ沢)	16
一ノ水害除ノ件		
年賀、潮風防屛風山ノ件、北郡	蒲田昌清	
南麓開墾牧畜		
年賀、笹森発起授産ノ一助岩木 効不尠云々	大道寺繁禎	15
長) ── │ 年賀、本県ノ景況、馬耕伝習ノ	岡本虎佐男(津軽郡長)	11
大道寺議長云々		
年賀、青森県会議員半数改選、	山田秀典	14 1 5
弘前市街復旧云々	笹森儀助	12
2戸村) 自家牧畜ノ件、馬献上ニ付云々	浜中幾次郎(上北郡七戸村)	
別紙ニテ青森県上北郡景状書	藤田重明	20
栃内吉忠先生伝送付	渡辺村男	12
ル(弘前) 今野久吉御世話ニ相成云々礼状	高坂久兵衛、今野ツル	11 • 3
百円下賜ノ礼状		
助 弘前大火ニ宮内省ヨリ救助金五	大道寺繁禎、笹森儀助	26
云々御世話 ··・ 青森帰着、出京中特ニ斗南士族	郷口兼徳	25
礼状	依木穂波(猿賀神社)	8

r nex			413	^					л.	吹
	15	12 • 7	27	11 •	10 • 6 29	15 14	9 • 2	8 6 • 15 24 19	5 • 27 15	
	栃内吉忠	- 川越石太郎	大道寺繁充(繁禎の弟)	12 郷田兼徳(北代正臣宛)	o 笹森儀助 桑田篤之助(猿賀神杜祠掌)	渡辺村男 山田秀典	近田奈平(蘭平)	同 (//)	川越石太郎	
	農家秘書下賜ノ礼状	付礼状旧弘前卒ノ事業貸金分借繁願ニー立)ニツイテ	県ノ政情(県令ト大道寺等ノ対森、郷田ノ対立ニ付、	青森ニオケル県令ト大道寺、笹記事ニ感激スル	「中正党」ニ関スル扶桑新誌ノ猿賀神社神階昇進願ノ其後	巡幸ノ報告、八戸ノ景況報知巡幸無事、県下ノ報告	キド間 No. 4 巡幸ニ際シ長慶天皇遺物天覧ノ備云々	帰県後、巡幸ニ際シ士族他ゲ準牧畜資金拝借ノ件云々	補助金分借ニ付テ弁明世情ニ付感想	おいます。 紙斗南藩士族願ニ付云々 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・